

平成 18 年 5 月 11 日

オリエンタル酵母工業株式会社

東京都板橋区小豆沢 3-6-10

内部統制システムの基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について下記のように決議いたしましたのでお知らせします。

記

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間（例えば事業部門と経理部門）の内部牽制を基盤とし、あわせて下記の体制をとることとする。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」「役員・従業員行動規範」の周知と遵守を図る。
- ② CSR（企業の社会的責任）委員会が企業倫理、コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、方針を決定し実行を推進する。
- ③ 内部通報制度として導入した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
- ④ 取締役会その他重要な会議には、監査役が出席し必要な意見を述べる。
- ⑤ 監査室は「内部監査規程」に基づき、会社業務の全般にわたって内部監査を実施する。
- ⑥ 「内部統制プロジェクト」の活動を推進し内部統制システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

「情報管理規程」を制定し、業務の執行に係る文書その他の情報については適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクを把握し、予防及び発生時の対応策の策定と必要な規程等の制定をし、適切なリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を毎月1回、必要な場合は随時開催し、利益計画に対する業績、職務執行状況をレビューする。
 - ② 常務会を随時開催し、経営に係わる基本方針について討議する。また、重要な課題に関しては行程表による管理を行ない、四半期毎に進捗を確認する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① オリエンタル酵母工業グループにおける「企業行動憲章」「役員・従業員行動規範」の周知と遵守の徹底を図る。
 - ② 「関係会社管理規程」に基づき関係会社の指導と管理を行う。
 - ③ 「内部監査規程」に基づき監査室が関係会社の内部監査を実施する。
 - ④ 監査役が関係会社の監査役を兼ね、業務の適正を監視する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制
監査役の職務を補助する者として必要に応じ補助者を置く。

7. 監査役を補助する者の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する者の人事については監査役と協議をし行う。

8. 取締役・使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制
監査役は取締役会その他重要な会議に出席し職務執行状況の報告を受ける。
また重要事項について、取締役は監査役会に報告をする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

以 上